

誰もが働きやすい現場環境整備工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は<u>都市・交通局</u>の発注工事で、<u>令和3年4月1日</u>以降に新規に契約する設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(工事名)</p> <p>第7条 対象工事は、工事名の末尾に「<u>(環境整備)</u>」を追記する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県建設局又は<u>都市整備局</u>の発注工事で、<u>平成31年4月1日</u>以降に新規に契約する設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。ただし、現場事務所を設置しない工事については除外する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(工事名)</p> <p>第7条 対象工事は、工事名の末尾に「<u>(誰もが働きやすい現場環境整備工事)</u>」を追記する。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p>